

学生海外調査研究	
中世後期ロンドンにおけるホスピタルと都市衛生 —聖トマス・ホスピタル The Hospital of St Thomas of Acre of London を事例に—	
西尾 泉	比較社会文化学専攻
期間	2009年7月9日～2009年7月23日
場所	イギリス ロンドン
施設	イギリス国立公文書館、ロンドン市立公文書館、大英図書館、服地商組合文書館

報告内容

1. 海外調査研究の必要性・目的

博士論文では、ロンドンを対象に中世後期特有のホスピタル像、およびその多様性について明らかにしたいと考えている。その一部をなす研究として、聖トマス・ホスピタル The Hospital of St Thomas of Acre of London を事例に、ホスピタルの都市衛生に果たした役割について考察を進めていく予定である。

都市衛生は政治、経済といった都市における人々のあらゆる活動と密接な関係を持ち、また密集した住環境にある都市においては住民の生命にも直接影響を及ぼす点で重要な問題である。本研究では、都市政府の衛生政策がまだ十分な制度として確立していなかった時代において、都市住民や様々な組織、集団の果たした役割の大きさに焦点を当て、特に多くの不動産を保有し、その維持管理を行っていた組織の一つであるホスピタルの役割について考察したいと考えている。この研究を行なうことで日本の都市、特に大都市江戸との比較検討も可能となり、都市衛生およびそれに果たした宗教施設の役割の類似性や独自性を明らかにすることにもつながると考える。

これまでの中世ロンドン史研究において、宗教施設が都市衛生に果たした役割として明らかにされていることは、郊外に広大な土地を保有し、経済力や知識も持っていた修道院などの施設が、都市政府に先んじて飲料水の供給を行い、郊外からの新鮮な水を都市の人々へ提供したことや、共同墓地への諸権利を有する施設が、伝染病で死亡した大量の死体の埋葬を行ない、感染拡大を防ごうとしたことなどがある¹。しかしこうした宗教施設の果たした役割は、ごく一部の施設に限られている点や、伝染病の発生という特殊な状況下で行なわれたものであり、通常営まれる都市の日常生活における役割については十分研究されているとはいえない。またホスピタル研究においても、近年特に活発となっている考古学分野で、病人の埋葬や人骨の状況からホスピタルに

収容されていた人々の実体は明らかになってきているが、都市衛生との関連についての考察はほとんど行なわれていないのが現状である。

本研究で取り上げる聖トマス・ホスピタルは、第3回十字軍遠征時(1189-92年)に現在のイスラエル北部の都市アッカ(アッコ) Acre に創設されたホスピタルを起源とし、そのイングランド支部として1230年代後半にロンドンの中心地チープサイドに創設された。聖母マリアとトマス・ベケットを記念するために創設された当該ホスピタルの実質的な目的の一つは、イングランドを中心に保有していた不動産の管理だった。さらにホスピタルがチープサイドに建てられると、まず施設に隣接する土地や家屋が譲与され、次いで近隣教区や市壁の東側に広がる郊外の不動産へと徐々に財産が増加していった²。このように当該ホスピタルはイングランド各地に加え、ロンドン市内を中心に複数の不動産を保有する存在となっていた。中世のロンドンにおいて宗教施設が保有する不動産は市内の不動産の実に3分の1を占めていたが、当該ホスピタルもそのような宗教施設の一つであったと言える。

私は現在イギリス国立公文書館から取り寄せた当該ホスピタル作成による保有不動産の修繕記録(PRO, SC6/1258/3, SC6/917/23-24: rent and accounts, 1442-3, 1449-50, 1482-9)を分析しているところであるが、これらの史料から都市衛生との関わりを知ることができる。まず修繕されているのは、ロンドンの市壁内および市壁外の東に広がる郊外の不動産である。衛生に関係する主な修繕内容としては、トイレの汚物処理や生活排水処理、家屋周辺の舗装などが挙げられる。トイレの汚物処理について数例を示すと、聖ステイーブン・ウォルブロク教区 Parish of St. Stephen Walbrook の家屋で1442-3年にトイレの通気(水)孔およびトイレに壁を設置する工事などが、さらに1449-50年の記録には汚物が流れる管に水を流すための水槽の存在が確認できる。またこの教区の南に隣接する聖ジョン・ウォルブロク教区

Parish of St. John Walbrook の家屋でもトイレの通気（水）孔の設置とその防水処理工事などが行なわれている。この修繕工事から汚物が管などを通して屋外へ排出され、場合によってはその後で水が流されていたことが伺える。これはロンドンの地理的特徴を活かした汚物排出方法の一つを示している。ウォルブロクという小川 brook が市壁の北側の湿地から市内の中心部を通って南のテムズ河に注ぎ込んでおり、古くから都市のゴミや排泄物などをテムズ河へ流し出す機能を果たしていた。そのため配管設備のある家屋などは管によってウォルブロク川へ汚物を排出していた。一方チープサイドの南側を平行して東西に通っているワトリング・ストリート Watling Street の 1449-50 年の修繕記録では、地面に穴を掘り、その穴へ既に別の穴に溜められていた汚物を移し、空になった穴の上部には蓋が二つ設置された石壁が造られている。そして穴へは石灰や砂およびレンガなどが荷車で運び込まれているため、穴の中あるいは周辺にレンガが敷かれていたことが伺える。穴に溜めるタイプのトイレの多くは石造りで、おそらく壁には便座も設けられていたと思われるが、ウォルブロクと違い汚物を流す川などが近くになかったワトリング・ストリートでは、汚物が穴に溜められていたことを示している。そして穴の汚物が一杯になると荷車で小川や掘まで運ばれ、船 dung boat によって郊外へ運ばれるか、荷車で市壁の外に運ばれた。このようなトイレのタイプや汚物運搬も一般的なロンドンの汚物処理方法の一つだった³。ロンドンの都市衛生は古くからの慣習と 13 世紀頃からの都市政府による法律によって保たれていたが、以上示した修繕工事はいずれも都市の慣習に則した汚物処理方法を示している。

以上のように、修繕記録から、極めて小規模な工事であってもホスピタルのような不動産保有者による日々の工事の積み重ねによって都市の衛生が保たれていたこと、そしてこのような修繕工事による家屋の設備維持は古くからの慣習に則して行なわれ、ロンドン社会のルールの中で継続されていたことが伺える。そこで今後議論を深めていくに当たり、まず当該ホスピタルのロンドンとその近郊での不動産保有状況を確認しておく必要がある。それによって修繕工事が行なわれた不動産の全不動産における位置づけが可能となる。そのためには、ある程度まとまった不動産史料を参照する必要があるが、幸い当該ホスピタルは、保有不動産の諸権利に関わる証書を集めたカーチュラリを 15 世紀後半に作成しており、この史料を参照することがまず不可欠である。カーチュラリの内容は国内でもワトニー J. Watney による著書⁴で確認することは可能だが、これは抜粋された内容となっているため全ての情報を把握することはできない。そこで今回の調査研究では、カーチュラリの原史料が保管されているロンドンの服地商組合文書館に赴き調査を行なった。

2. 調査の概要

ロンドンにある服地商組合文書館 the Mercers' Company archive にて現在 *Register of writings Vol.1* として一冊にまとめられているカーチュラリを全てデジタルカメラに収めた。ちなみに、当該ホスピタルの史料の一部が服地商組合に保管されている理由は、この組合が 13 世紀から 1538 年の当該ホスピタル解散時までパトロンとしてホスピタルと密接な関係を持ち、解散後はホスピタルの運営していたグラマー・スクールを引き継いだためである。

カーチュラリの内容を確認してみると、記載されている保有不動産は全て市壁内に限られており、14 教区に少なくとも 35 の土地と家屋を保有していたことが確認できた（表 1）。しかし、かなりの分量におよぶカーチュラリだが、全ての保有家屋の証書類が集められているわけではなかった。修繕記録と照らし合わせてみると 4 教区および東の郊外にある不動産は記載されていなかった（表 2）。当該ホスピタルの 15 世紀におけるある程度まとまった不動産史料は、主にカーチュラリと修繕記録と考えられるため、これらの史料を合わせて判断すると、ロンドン市内とその近郊の不動産保有状況は、18 教区に最低でも 39 の土地と家屋、郊外に水車 3 と家屋 1 という概算になる⁵。

また修繕家屋がカーチュラリに記載されている場合は、さらに家屋に関する補足的な情報も得られた。例えば、聖ステイブン・ウォルブロク教区にはバージ The Barge と称される不動産が存在したが（Cartulary, fol. 65-96）、1449-50 年の修繕記録によると、バージは住居としてまた建材の保管場所として使用されており、ワトリング・ストリートのトイレの修繕のためのチョークとレンガがバージから運ばれている。カーチュラリによると、この不動産はある程度の広さの土地に複数の家屋が建っており、これらがまとめてバージと呼ばれていた。バージは当該ホスピタルの近くにあり、ちょうどロンドンの中心に位置していたことから、どの家屋に行くにも便利で、さらにある程度の広さの土地と複数の家屋だったこともあり多様な運営がなされていたと考えられる。当該ホスピタルがこの不動産の保有を認められたのは 1439-40 年であるため、その 10 年後には既に上記のような運営が行なわれ、またバージのカーチュラリに占める分量の多さから見てホスピタルにとって重要な不動産であったことは間違いないと思われる。もう一つの例として、当該ホスピタルの南に隣接していたミトラ The Mitre と呼ばれる居酒屋がある。1449-50 年の修繕記録によると、地下室の一部がワイン貯蔵庫として使用され、1 階に居酒屋とキッチンがあった。キッチンの床は石で舗装されており、居酒屋とキッチンの間には排水溝のようなものがある構造だった。カーチュラリには詳細な記録はないが、おそらくホスピタルの創設後間もなく譲与されたもので 200 年近く保有している不動産と思

われる (Cartulary, fol. 4)。当該ホスピタルは、1247-8 年にミトラの東に隣接する聖メアリ・コルチャーチ教区教会 Parish Church of St. Mary Colechurch の聖職推挙権も有しており (Cartulary, fol. 7)、ホスピタルに隣接する不動産の多くはホスピタルの一部のような存在となっていたのではないかと考えられる。以上カーチュラリの情報を加えた数例を示した。

また今回の調査研究では、カーチュラリの他に、国立公文書館において聖トマス・ホスピタルと同時

期に創設された聖メアリ・ウィズアウト・ビショップスゲイト・ホスピタル Hospital of St. Mary without Bishopsgate の 15 世紀の史料 (PRO, SC11/972-4: rentals, 1454, 1468, 1472, 1496) および聖トマス・ホスピタルの 16 世紀初頭の史料 (PRO, E315/269: books and accounts, 1517-37) を、またロンドン市立公文書館でも同様に当該ホスピタルの 16 世紀初頭の史料 (GL, MS25466: accounts, 1532-3) などをデジタルカメラに収めた。

表 1 カーチュラリに記載された保有不動産の場所と件数

No.	教区	不動産が面する街路	土地・家屋
1	All Hallows the Less	On the Cellars	1
		On the Cellars, Friday Street	1
2	St. Benet Sherehog	—	0
3	St. Giles Cripplegate	—	2
4	St. John Walbrook	—	4 (店舗兼作業所 1 件含む)
5	St. Lawrence	—	1
6	St. Martin Pomary	Ironmonger Lane	2
7	St. Mary Abchurch	Shithburgh Lane	2
		Candlewick Street	2 (醸造所 1 件含む)
8	St. Mary Aldermary	—	1
9	St. Mary Colechurch	—	7 (店舗兼作業所 3 件、居酒屋 1 件含む)
		Bordehaw Lane	2
10	St. Michael Bassishaw	—	2
11	St. Olave Old Jewry	—	3
12	St. Stephen Walbrook	—	4 (店舗兼作業所 1 件含む)
13	St. Swithin	Candlewick Street	1
14	St. Thomas the Apostle	—	2 (醸造所 1 件含む)
	合計		35

表 2 カーチュラリに記載されていない不動産の場所と件数

No.	教区・郊外地域	不動産が面する街路	土地・家屋等	水車
1	All Hallows on the wall	—	1	
2	St. Bridge	Fleet Street	1	
3	St. Margaret Lothbury	—	1	
4	St. Michael le Querne	Faster Lane	1	
5	Wapping *		0	2
6	Stratford *		1	1
	合計		5	3

*郊外地域

3. 今後の研究計画、展望

今回の海外調査研究により、15 世紀における聖トマス・ホスピタルのロンドン市内とその近郊における不動産保有状況の概略を把握することができた。今後はさらにカーチュラリを詳しく分析し、不動産のより具体的な場所や位置関係、および不動産に対して保有していた諸権利なども明らかにし、その上で、これらの不動産の設備上の管理と都市衛生における慣習との関係について詳細に考察していくつもりである。また他の史料として、例えば、生活、産

業上排出されるごみや水、においなどは不法妨害排除令状による訴訟 assize of nuisance になることが多かったことから、訴訟記録などの使用も考えている。また、都市の慣習と共に都市政府の衛生対策も重要である。衛生に関する法律は 13 世紀頃から繰り返し出されるようになるが、14 世紀中期のペスト以後、汚物の放置による伝染病の危険性が人々に強く認識されるようになると、都市政府の関与も強まっていたとされる。例えば、先のウォルブルクの場合、その立地条件からトイレが多く存在したため都市政

府が最も関心を寄せた地域の一つとなり、においと汚物の堆積問題への対応として1383年にウォルブルクの保護令が、1462-63年にはトイレの禁止令が出された⁵。本研究で扱う15世紀はこのような都市政府による様々な禁止令が出されていた時代であり、都市の衛生政策とホスピタルの設備上の不動産管理との関係も今後の分析課題となってくると思われる。

当面は、現在分析中の修繕記録と今回の調査研究によって収集したカーチュラリの内容から中世後期ロンドンにおける当該ホスピタルの保有家屋運営について『人間文化創成科学論叢』への投稿を予定している。

注

1. Barron, C., London in the Later Middle Ages, Government and People 1200-1500 (2004), pp. 255-265.
2. Forey, A. J., "The military order of St Thomas of Acre", The English Historical Review No.364, (1977), pp. 481-503.
3. Sabine, E., "Latrines and Cesspools of Medieval London", in Speculum, Vol. 9, No. 31(Jul., 1934), pp. 303-321.
4. Watney, J., Some Account of the Hospital of St. Thomas of Acre, (1892) pp. 237-97.
5. ただし土地、家屋が lands あるいは tenements と記載されている場合は1件として計上したため実際には表で示した件数よりも多く、あくまで概算である。
6. Sabine, E., "City Cleaning in Medieval London", in Speculum, Vol. 12, No.1(Jan.,1937), pp.19-43.

にしお いずみ／お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 比較社会文化学専攻

【指導教員のコメント】

中世後期のロンドンでは宗教と社会が不可分に結びついていました。西尾さんの研究は、宗教施設でもある中世のホスピタルがその活動において都市衛生の問題にどのように向きあったのかという問題関心から、宗教施設ののこした経済活動の史料を主に用いて、都市社会のかかえる問題を考察しようというものです。今回西尾さんは、服地商組合文書館で、ホスピタルが保有する不動産記録の未公刊マニュスクリプトを調査してきたわけですが、不動産修繕やレンタルなどの経済活動記録を読み込んで、衛生問題への独自の対応という視点を発見したことはたいへんに興味深く、博士論文に結びつく重要な成果であると言えます。西尾さんの研究は現代日本社会がかかえている医療と衛生の問題にも相通じる視野を持っており、本助成により海外調査研究を行ったことにより西尾さんの視点の確かさがあらためて確認され、博士論文執筆に向けて重要な一歩になったと考えます。

(お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 准教授 新井 由紀夫)